

# 市民のための成年後見制度講演会

## 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する制度です。この制度においてご本人を支援してくれる人を「成年後見人（市民後見人）」等と呼びます。



日  
時

令和4年

8 / 6 (土)

14:00~16:15  
受付時間: 13:30~

場 所

長浦おかのうえ図書館  
(視聴覚室)

定 員

40 名  
(事前申込制)

無料

※応募者多数の場合は、事前説明会  
申込者が優先になります。

14:00 ~ 第一部

講演会 テーマ:「知って安心 成年後見制度」

講 師: 弁護士 渡邊 秀孝

座談会 登壇者: 弁護士 渡邊 秀孝

ばあとなあ千葉 社会福祉士 梶原幸夫 他

15:45 ~ 第二部

市民後見人養成講座事前説明会

※第二部は、8月10日(水)13:30~

袖ヶ浦市社会福祉センターで

同様の内容を実施します。

対象者 第二部の市民後見人養成講座事前説明会の対象者は下記のとおりです。

- (1) 袖ヶ浦市内にお住まいの方
- (2) 年齢18歳以上の方
- (3) 原則として全ての講座を受講できる見込みのある方
- (4) 講座修了後、「市民後見そでがうら」に登録し、活動を希望する方

申込締切 令和4年8月1日(月)

申込方法 下記のいずれかの方法でお申込みをお願いします。

- 1 電 話
- 2 FAX
- 3 E-mail



マスコットキャラクター  
「そでりん」

## 《問合先・申込先》

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会 権利擁護係

千葉県袖ヶ浦市飯富1604

電 話: 0438-63-3891

F A X: 0438-63-8777

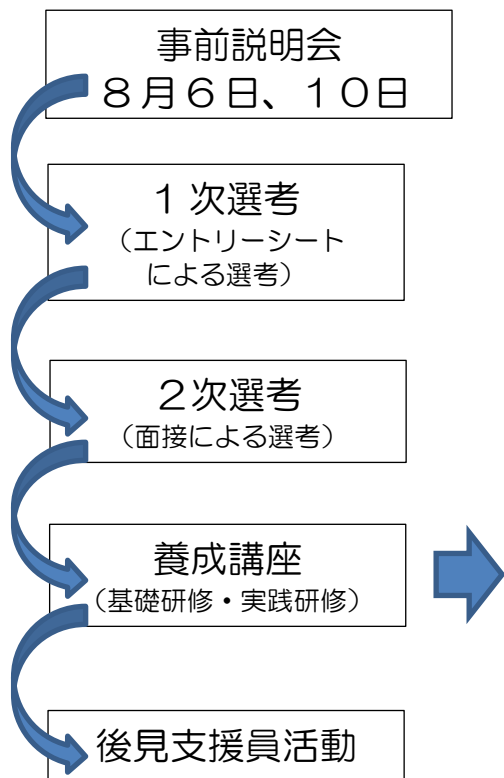
E-mail: sodeshakyō-kouken@basil.ocn.ne.jp

# 第1回袖ヶ浦市市民後見人養成講座 事前説明会を開催します！（要予約）

## 市民後見人とは

家庭裁判所から選任された市民（親族や専門職以外）が、成年後見制度の担い手として活動を行います。市民後見人は、所定の養成講座を受け、成年後見制度に関する一定の知識や技術・姿勢を身につけ、後見活動に取り組みます。

## <養成講座の流れ（予定）>



## <養成講座カリキュラムの概要（予定）>

基礎研修（7日間：約31時間）	
9月～2月	成年後見制度を理解する
	市民後見人の役割と活動を理解する
	地域福祉と権利擁護について考える
	対象者と福祉サービスを理解する
	講座理解確認テスト
実践研修（4日間：約14時間）	
12月～2月	成年後見人としての実務を理解する
	家庭裁判所の役割を理解する
	対人援助の技術を理解する
	実習レポート作成

★申込用紙★ 宛先 FAX : 0438-63-8777

E-mail : sodeshakyo-kouken@basil.ocn.ne.jp

令和 年 月 日現在

ふりがな		性別	生年	昭和	年	月	日
氏名		男・女	月日	平成			( 歳)
住所	〒						
連絡先	自宅						
	携帯電話						
参加希望 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください	<input type="checkbox"/> 第1部 講演会 <input type="checkbox"/> 第2部 市民後見人養成講座 事前説明会（8月6日(土)） <input type="checkbox"/> 第2部 市民後見人養成講座 事前説明会（8月10日(水)）						